

平成25年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会議事録

1 日 時 平成25年7月18日（木）13時30分～15時40分

2 場 所 第1特別委員会室

3 出席者 【消費者代表委員】

小沼 光子 委員

太田 陽子 委員

佐藤 一夫 委員

加藤 幸枝 委員

【生産者・製造者・流通業者代表委員】

遊佐 正広 委員

久保木幸子 委員

松永 雄一 委員

伊藤 信弘 委員

過足 満雄 委員

【学識経験者代表委員】

阿部 正 委員

千葉 養伍 委員

宮崎 真 委員

4 議事内容

【開 会】

（司会）ただいまから、平成25年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会を開催いたします。開催に当たりまして、福島県保健福祉部長より挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

（保健福祉部長）皆さん、こんにちは。ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、また、悪天候で足下の悪いなか、本懇談会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃、本県の保健衛生行政につきまして、多大なる御尽力を賜っておりますことにつきまして、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

食の安全・安心の取組につきましては、県では昨年度、「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」と「対策プログラム」を策定して、「食の安全」と「食の安心」、そして「食品中の放射性物質対策」の大きな3本の柱を掲げまして、食の安全・安心の確保に向けて、全力を挙げて取り組んでいるところであります。

当懇談会につきましても、名称も変更させていただき、委員構成も見直しを行いまして、県が実施している「食の安全・安心」に関する情報や意見の交換等をさせていただきたいと考えております。

本県の取組の中で、特に、「食品中の放射性物質対策」につきましては、検査結果を見ますと、ほとんどの農産物が食品衛生法の基準値以下となっておりませんが、まだ一部、水産物や山菜・きのこ類などにおいて、基準値を超過するものが見受けられているところでございます。今後とも、徹底した検査を行いながら、基準値を超過した食品は一切市場には流通させないという覚悟を持って、県としても、米の全量全袋検査など、徹底した検査の継続と測定結果の迅速な情報発信、さらにはリスクコミュニケーションなどによりまして、引き続き、県民の皆様への不安解消と風評被害の払拭に努めてまいりたいと考えております。

また、食品中の放射性物質以外につきましても、食品の不適合表示やノロウイルスによる食中毒が依然として発生しております。今後とも、監視・指導の強化に取り組みながら、食の安全に関する情報共有などによりまして、県民の皆様の健康被害防止対策に全力で取り組んでまいります。

本日の懇談会におきましては、食の安全・安心対策プログラムに基づく昨年度の取組状況、今年度の事業計画等につきまして御説明させていただきたいと考えております。何卒、忌憚のない御意見・御要望を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会) 保健福祉部長につきましては、所用によりここで退席させていただきます。ご了承をお願いいたします。

(司会) これからの議事進行につきましては、「ふくしま食の安全・安心推進懇談会設置要綱」に基づき、昨年、選任されました阿部委員に座長をお願いいたします。阿部委員、よろしくお願いいたします。

(座長) 皆さん、こんにちは。昨年に引き続きまして、座長を務めさせていただきます。

スムーズな運営に努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
着座にて失礼させていただきます。

それでは、懇談会に入らせていただきます。

本日の議題でございますが、昨年、新たに策定されました「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の平成24年度事業の実施状況と平成25年度事業計画につきまして、事務局から説明をいただくとともに、最近の食の安全・安心に関する事例として、BSE検査に関しまして説明をいただくこととしております。

皆様には、それぞれの立場からの忌憚のない御意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

【議 事】

議題1「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」について

(1) 平成24年度事業の実施状況について

(座長) それでは、議題1「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」について、まず「(1) 平成24年度事業の実施状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：食品生活衛生課～資料1-1、資料1-2により説明)

議題1の「ふくしま食の安全・安心対策プログラムについて」の「(1) 平成24年度事業の実施状況について」説明させていただきます。資料1-1と資料1-2をご覧ください。資料1-1につきましては、平成24年度事業の実施状況について、各事業ごとに実施内容を記載しました詳細版でございます。資料1-2につきましては、実施状況をわかりやすくまとめた要約版でございます、周知広報用として活用する予定でございます。

○ 実施状況の概要について

(事務局：食品生活衛生課) はじめに、実施状況の概要についてご説明いたします。資料1-1の1ページをご覧ください。

基本施策1につきましては、食の安全に関する事業として52事業を予定しており、そのうち50事業について実施いたしました。成果目標の達成状況につきましては、次の2ページ、3ページに記載しておりますが、基本施策1におきま

しては、17の目標を設定しております、そのうち12の成果目標について、策定時の現況値と同等又は改善されているという状況でございます。

次に、基本施策2につきましては、食の安心に関する事業として、計画どおり14事業全て実施いたしました。成果目標は4つ設定しておりますが、具体的取り組みが平成25年度から実施される1つの成果目標を除く、3つの成果目標については、全て、現況値より改善されております。

次に、基本施策3につきましては、食品中の放射性物質対策として、重複事業9つを含む31事業全てを実施いたしました。成果目標は2つ設定しておりますが、いずれも現況値と同等又は改善されており、「食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品数」が減少するなど、県民の健康保護に向けた取り組みを展開いたしました。

続きまして、取組の一つである放射性物質検査の主な状況について、下段の表をご覧ください。県が実施しました県産農林水産物の主な品目と加工食品の検査状況でございます。左側が平成23年度まで、右側が平成24年度の件数、割合を示しておりますが、平成23年度までは暫定規制値、24年度からは新基準値の適用となっております。

平成24年度の状況をみると、玄米については、全量全袋検査を実施した結果、基準値を超過したものは、約1,030万点のうち71点のみとなっております。また、野菜・果実についても、ほとんどが基準値以下となっており、畜産物にあつては、基準値を超過したものはありませんでした。その一方、山菜や水産物については、1割程度が基準値超過となっております。また、加工食品については、基準値を超過したものが62件ありましたが、そのうち、55件があんぽ柿等の試験的加工品でありました。

次に、2ページをご覧ください。プログラムにおいて掲げました成果目標と平成24年度実績の一覧でございます。

基本施策1においては、17指標のうち5指標が現況値より悪化しております。不良食品発生件数についてみると、⑯が全体の不良食品発生件数でありまして、平成24年度実績が44件と、現況値より若干減少いたしましたが、⑩の「食品の流通販売施設に起因する不良食品発生件数」については、現況値4件に対して12件と増加しております。これは、小規模店舗における表示違反などによるものでございます。なお、基本施策1の不良食品発生件数には、放射性物質によるものは含まれておりません。また、⑬「JAS法に基づく食品加工業者の適正表

示率」も悪化しており、不適正な食品表示が見受けられております。

次に、3ページの基本施策2と基本施策3につきましては、先ほど申しましたとおり、すべての指標について、現況値より同等又は改善しているという状況でございます。概要等につきましては以上でございます。

○ 基本施策1の実施状況について

(事務局：食品生活衛生課) 次に、基本施策の実施状況について説明いたします。4ページをご覧ください。基本施策1については、一昨年までのプログラムにおいても実施しておりました「食品の安全確保」に関する事業でございます。

「(1) 安全な食品の生産と供給」の「ア 安全な農林水産物の生産と供給」におきましては、No.4有機栽培等の推進において、専門知識を有するコーディネーターを活用したほか、No.5死亡牛のBSE検査においては1,749頭の検査を実施し、全頭陰性であることを確認いたしました。また、No.2GAP推進やNo.6安全・安心きのこ栽培の推進においては、それぞれマニュアルを策定し周知するなど、安全な農林水産物の生産と供給に向けた事業として、7事業を実施いたしました。

次に、「イ 安全な食品の製造加工」におきましては、No.1食品製造・加工に関する技術相談を2,049件実施したほか、No.2HACCPの推進においては129回の監視を実施するなど、3事業実施いたしました。

次に、6ページをご覧ください。「(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化」であります。まず、「ア 生産段階における監視・指導の強化」におきましては、No.1農薬適正使用の推進において、農薬使用者等研修会を2,276回実施し42,386名に参加いただいたほか、No.3魚類防疫指導を40回、No.4貝毒検査を11回するなど、計画された7事業のうち6事業を実施いたしました。なお、No.5水産物産地市場衛生管理指導につきましては、全ての産地市場が被災し、水揚げが行われている市場の取扱量も非常に少ないため、実施することができませんでした。

次に、「イ 製造・加工段階における監視・指導の強化」でございますが、「平成24年度監視指導計画」に基づき、No.1食品製造施設について、6,296施設、No.2食中毒防止対策として、旅館や仕出し屋、集団給食施設等に対して、4,089施設、監視・指導を実施しましたほか、8ページのNo.4特定給食施設については495施設の巡回指導を行うなど、6事業について実施いたしました。

次に、「ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化」につきましては、No. 1 市場・大型小売店等につきまして、4, 500施設の監視・指導を行うなど、3事業中2事業を実施いたしました。No.2卸売市場の品質管理指導につきましては、震災及び原発事故の影響がありまして意識啓発セミナーを開催することができませんでした。

次に、「エ 輸入食品に対する監視・指導の強化」につきましては、3, 393施設の監視・指導を実施いたしましたが、輸入食品での不良食品発生はございませんでした。

次に、10ページをご覧ください。「(3) 食品表示の適正化の推進」ですが、食品衛生法、JAS法、景品表示法、健康増進法に関する食品表示につきまして、それぞれ調査、指導、講習会など、6事業を実施いたしましたが、概要でもご説明しましたとおり、不適正な表示が多く確認されておりますので、適正な表示に向けた指導の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、「(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実」でございますが、検査の精度管理等に関しましてはNo.1、No.2の事業を実施したほか、学校給食につきましては、「学校給食衛生管理基準」に基づきましてNo.3、No.4の事業を実施いたしました。また、No.5～No.10までの事業につきましては、「平成24年度監視指導計画」に基づき実施いたしましたが、基準値超過等の検体はありませんでした。さらに、食肉等の検査についてNo.11～No.15までの検査を実施するなど、食の安全確保のための検査としては、15事業全ての事業を実施し、食品の安全性を確認いたしました。

最後に、「(5) 食の安全に関する調査研究の推進」におきましては、No.1残留農薬検査やNo.2化学物質検査など4事業実施いたしました。No.4ダイオキシン類の調査では、問題となる値は確認されていないということでございました。

基本施策1「食の安全」に関する実施状況の報告は、以上でございます。

○ 基本施策2の実施状況について

(事務局：食品生活衛生課) 次に、基本施策2の実施状況について説明いたします。14ページをご覧ください。基本施策2については、「食の安心」に関する事業でございます。

「(1) 食の安心に関する情報の共有と普及啓発の推進」につきましては、No.1消費者への教育事業においては、テレビ、ラジオによる216回の広報など、

No.2 消費生活苦情処理体制の整備においては、711件の食品安全相談、また、No.8の食品衛生講習会においては出前講座を含めて、計553回の講習会を開催するなど、8事業を実施いたしました。

次に、16ページをご覧ください。「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」におきましては、No.1～No.3まで、県内各地において計8回、意見交換等を実施し、食の安全・安心に関する不安解消や情報共有化を図りました。

次に「(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映」につきましては、本日開催しております「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」であります。昨年は11月12日に開催しまして、「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」等に関する意見等をいただき、対策プログラムに反映させていただいたところがあります。

最後に、「(4) 食育の推進」におきましては、No.1市町村食育推進計画作成について作成市町村が増加するなど、2事業実施して食育の推進を図りました。

基本施策2「食の安心」に関する実施状況の報告は以上でございます。

○ 基本施策3の実施状況について

(事務局：食品生活衛生課) 続きまして、基本施策3「食品中の放射性物質対策」の実施状況について説明いたします。こちらにつきましては、グラフなどもございますので、資料1-2を用いまして説明させていただきます。

資料1-2の2ページをご覧ください。プログラムにおける食品中の放射性物質対策全体を表したものでございます。

生産・製造段階で、安全な食品の生産のための取組を実施するとともに、生産から消費に至る各段階において徹底した検査を実施しております。また、自主検査についても、体制を整備して、県民の皆様にご利用いただいているところでございます。さらに、情報共有やリスクコミュニケーション、及び調査研究についても取り組み、検査結果の情報発信とともに、食の安全・安心の確保を図っているところであります。

3ページをご覧ください。個別の検査実施状況についてご説明いたします。まず、農林水産物等緊急モニタリング事業におきましては、全体で61,531点検査を実施しまして、そのうち、基準値又は暫定規制値を超過したものが1,106点ございました。超過1,106点のうち約8割は水産物で、次いで山菜・

きのこ類が多くなっております。

主な品目ごとでは、資料1-1の1ページでも説明いたしましたが、水産物が12.7%、山菜・きのこが7.6%の超過となっております。一方、野菜・果実では99.9%が基準値以下、畜産物では基準値以下100%でございます。

次に、米の放射性物質全量全袋検査ですが、平成25年3月末現在、県内各地において、10,304,616点を検査しており、スクリーニングレベル（基準値100ベクレル/kgを確実に下回ると判定する値）を超過したものについて詳細検査を実施した結果、基準値を超過したものが71点ございました。率にすると、0.0007%となっております。超過した米については、市町村等で隔離保管したうえで廃棄処分となります。

次に、肉用牛の放射性物質全頭検査でございますが、牛肉につきましては、昨年9月までは暫定規制値適用、10月からは新基準値適用となっておりますが、22,401頭を検査しまして、基準値又は暫定規制値を超過したものはありませんでした。

次に、豚肉等の放射性物質検査（出荷前の行政検査）ですが、郡山市におきまして、豚、馬、めん羊等の食肉を検査しておりまして、6,284検体のうち、基準値を超過したものが2検体（豚肉1、馬肉1）ございましたが、廃棄処分により市場には流通しておりません。

次に、野生動物の放射性物質モニタリング調査事業ですが、主に食料となる鳥獣の肉394検体を検査し、基準値を超過したものが275検体ございました。基準値超過が約7割と高い割合となっております。内訳は記載のとおりでございます。

続きまして、飲用水の検査でございます。はじめに水道水の放射性物質モニタリング検査ですが、県内全ての水道水について、319箇所、12,257件の検査を実施いたしましたが、管理目標値を超過した検体はございませんでした。

次に、飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査におきましては、水道水以外の井戸水や湧水など、4,379検体の検査を実施いたしましたが、こちらも管理目標値を超過した検体はございませんでした。

続きまして、加工食品の自主検査につきましてご説明いたします。まず、加工食品の放射能測定事業でございますが、県内の食品加工業者が製造します加工食品の自主的な検査を支援するため、郡山市にあるハイテクプラザとハイテクプラザ会津若松技術支援センターで無料で検査を実施しております。自主検査のため

詳細は記載ございませんが、24年度は2,413件検査を実施いたしました。
なお、詳細につきましては、資料1-1に件数等の記載がございます。

次に、商工業者のための放射能検査支援事業でございますが、県内食品加工業者の方に身近なところで検査を実施いただくために、県内10の商工会議所と26の商工会に機器を配置し、昨年11月から検査を開始しております。24年度は646件の検査を実施しております。こちらも資料1-1に件数等の記載がございます。

続きまして、5ページをご覧ください。流通・消費段階の検査でございます。はじめに、流通する食品の検査といたしまして、加工食品等の放射性物質検査（出荷前又は流通販売段階の検査）でございます。6,076検体を検査した結果、基準値を超過した食品が65検体ございました。65検体のうち、55検体はあんぼ柿等の試験的加工品であり、それ以外の加工食品につきましては、99.8%が基準値以下となっております。なお、基準値を超過していた食品のうち、1件（はちく）については農産物直売所に流通しており、自主回収を行いました。ほかの基準値を超過していた食品は市場流通しておりません。

次に、学校給食の検査でございますが、学校給食用食材の放射性物質検査につきましては、51市町村に対して購入経費等の補助を実施しましたほか、17の県立学校において、放射性物質検査を実施いたしましたが、基準値超過はございませんでした。

学校給食放射性物質モニタリング事業につきましては、いわゆる「まるごと検査」でございますが、検査を希望された26市町村の1,962検体を検査いたしました。こちらも基準値超過はございませんでした。なお、下限値1ベクレル/kgで検査を実施しておりますが、最大でも2.5ベクレル/kgと非常に低い値でございました。

次に、日常食の検査でございますが、県内7方部の世代別に78名の方に協力いただきまして、放射性物質モニタリング調査を実施いたしました。四半期毎の年4回実施しております。放射性セシウムについては、309検体中、基準値超過が1件ございました。山林に自生していたきのこ等を食材として使用していたことが主な要因と考えられております。また、放射性ストロンチウムにつきましては、99検体中、ストロンチウム90が5検体検出されておりますが、原発事故前と同等の数値レベルでございました。なお、ストロンチウム89とプルトニウムについては、いずれも検出されてございません。

続きまして、自家消費農作物等の自主検査でございますが、県及び全市町村合わせて520台の機器を整備しており、最寄りの公共施設等において無料で検査を実施できる体制を整えたところであります。自主検査のため詳細は記載しておりませんが、24年度は196,817検体の検査を実施いたしました。資料1-1に詳細な件数等の記載がございます。以上が、放射性物質検査の実施状況でございます。

続きまして、検査以外の放射性物質対策でございますが、6ページをご覧ください。

まず、「安全な食品の生産に向けた放射性物質対策」でございますが、食の安全・安心の推進（GAPの推進）と安全・安心きのこ栽培の推進は、基本施策1の再掲事業でございますが、それぞれ、放射性物質対策も含めたマニュアルを策定して安全な食品生産に向けた周知・普及を図りました。また、ふくしまの恵み安全・安心推進事業におきましては、米の全量全袋検査用の機器199台、園芸品日用検査機器103台の導入を支援するなど、検査体制の整備を推進いたしました。さらに、食品製造施設の監視・指導につきましては、これも基本施策1の再掲事業でございますが、放射性物質に関しましても、原材料の安全性確認や製造・加工にあたっての安全管理などについて、助言・指導を実施いたしました。

続きまして、「県民の皆様との情報共有・リスクコミュニケーション」でございますが、「放射性物質に関する情報提供や情報共有」が5事業、「講習会等による情報共有やリスクコミュニケーション」を6事業実施いたしました。

まず、「放射性物質に関する情報提供、情報共有」につきましては、食の安全・安心推進事業として、県内の量販店等に協力いただき、放射性物質対策を含めた農産物の安全確保の取組等について情報発信やPRなどを実施いたしました。次に、ふくしまの恵み安全・安心推進事業におきましては、先ほど、安全な食品の生産に向けた取組をご説明いたしましたが、そのほか、放射性物質の検査結果等の情報公開システムである「ふくしまの恵み農産物安全管理システム」により、消費段階での安全性の、いわゆる「見える化」を推進いたしました。さらに、「ふくしま新発売。」農林水産物モニタリング情報におきましては、これまで実施しました農林水産物のモニタリング結果等について、品目や地図などから検索して確認することができるほか、昨年8月からは英語版も公開しております。また、加工食品についても日本語版で検索できるようになっております。その他、飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発として、住民帰還後の飲用井戸水等の使用

に向けて、使用再開にあたっての留意事項等を記載した資料を、昨年は川内村に情報提供したほか、山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動においては、放射性物質検査による出荷制限等の情報提供などを実施するなど、放射性物質に関連する情報について積極的に情報発信等を実施いたしました。

次に、「講習会等による情報共有、リスクコミュニケーション」につきましては、県が主体である講演会等として、食の安全・安心アカデミーを計10回、シンポジウムを1回開催したほか、市町村が主体である食品等の放射能に関する説明会を計38回開催いたしました。また、県内保健所における食品衛生講習会を計533回、うち出前講座を273回開催し、いわき市におきましても、食の安全に関するフォーラムを1回開催いたしました。さらに、懇談会形式の意見交換につきましては、基本施策2でも申し上げましたが、本日開催しております「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を昨年11月に開催しましたほか、県北、県中、会津保健所において地域懇談会を開催して、放射性物質の基準値、検査体制及び検査結果等に関する知識や情報提供を実施したほか、参加された方々から御意見をいただくなど、相互理解に努めたところでございます。

最後に、放射性物質に関する調査研究につきましては、放射性物質除去・低減技術開発事業といたしまして、水稲におけるセシウム吸収抑制技術や樹園地における簡易な表土除去方法についての技術開発のほか、水田等における放射性セシウムの分布状況や土壌の違いによる放射性セシウム移行の違いなどについて検討を実施しました。また、加工食品の放射性物質測定に関する調査としまして、水戻しを要する加工食品のうち、検査法が示されていない食品、昨年度は、凍み豆腐、凍みもち及び打ち豆について調査研究を実施いたしました。

以上が、基本施策3「食品中の放射性物質対策」の実施状況でございます。

平成24年度の実施状況につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

(座長) ただ今の御説明につきまして、御意見をいただきたいと思っております。内容が多々ございますので、基本施策1、2、3の順番に、それぞれ御意見又は御質問を受けて、御議論をいただければと思っております。

○ 基本施策1について

(座長) まず、基本施策1「生産から消費に至る食の安全を確保します。」に関する24年度の事業実績ですが、項目が5つございまして、資料1-1では4ページか

ら13ページまでとなっております。成果指標が改善されたもの、現状よりも悪化したもの、それぞれございますが、これにつきまして、御意見等をいただきたいと思っております。

はじめに、小沼委員、消費者の目線から何かお気づきの点、あるいは事務局への御質問などございましたら御発言をお願いいたします。

(小沼委員) 消費生活研究会として会津からまいりました。よろしく申し上げます。私ども消費生活研究会も、食の安全については関心を強めておりまして、特に、放射能に関するアンケート調査を現在実施中です。県内全域において、会員の皆さんを通して、一般の方の意見も取り入れながら調査中でありまして、これから集計を行うところでございます。

放射能に関する検査については、かなり実施されているところですが、強化をしていただき、また、米の全量全袋検査についても、検査済みのシールがあることを知らない方も結構いらっしゃるようなので、さらに周知徹底していただければ、皆さんの注意も向くのではないかと思います。また、JA女性部の方と懇談会を持つ予定もございまして、お互いの理解を深めて、私たちも農家の方々を応援していきたいと思っております。

(座長) ありがとうございます。他にございませんか。

資料1-1の5ページに、No.1「食品製造・加工に関する技術相談」ということで、大変積極的かつ精力的に実施され、2,049件の相談を受けて、うち放射能関係相談が約1,500件と半数以上を占めているわけですが、どんな内容の相談があったのかお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

(事務局：食品生活衛生課長) この事業につきましては、産業創出課で対応した事業でございまして、本日、会計検査対応のため出席することができませんでした。県産品加工支援センターという組織を立ち上げまして、多くの相談を受けられたとは聞いておりますが、詳細につきましては、大変申し訳ございませんが、承知しておりません。後日、皆様に御報告させていただきます、

(座長) 参考までに、どのような内容なのか伺いたかったところですが、わかりました。それから、資料1-1の7ページのNo.1「食品製造施設の監視・指導」において、

食品製造施設での不良食品27件、そのうち、表示不適16件、規格基準違反4件、カビ発生2件、異物混入などとなっております。県あるいは中核市において、お忙しい中でしっかりとやっておられると推測するわけですが、この規格基準違反や表示不適というのはどのような内容なのかお伺いしたい。現在、消費者庁において新しい食品表示法に関する検討がなされており、また、アベノミクスにおける、「特保（特定保健用食品）」、健康食品に関する規制緩和、解禁など、表示についてはこれから県民の目も注がれるものと思われませんが、基本的にこの表示不適というのはどういうものがあるのでしょうか。参考までにお聞かせいただきたい。

（事務局：食品生活衛生課長） 表示不適として多いものは、本来記載すべきものの記載漏れ、健康被害の及ぶものとしては、アレルギー物質が原材料のごく一部に使用されていたということに気がつかないまま表示をしなかった例などがございます。あるいは、着色料などを使用した際に、着色料の品名、例えば「赤色〇〇号」などについて、たまたま現場で変更となったものが表示に反映されなかったなどの事例がございます。

それから、規格基準違反というところでは、アイスクリームに大腸菌が検出されたなど、本来検出されてはならないものが検出されたという事例などがございます。

（座長） 10ページにも、JAS法に基づく食品加工業者の適正表示率が、現況値に比べてかなり低くなっています。様々な講習会、啓蒙活動等行われているにもかかわらず、相変わらず不適正な表示が多くなるというのは、どういう原因なのかと思うところですが、松永委員、食品衛生の専門の立場から何か御意見等ございましたらお願いします。また、事務局から我々に教えていただけること、あるいは取組の状況などさらに説明いただけることがあれば御説明をお願いしたいと思います。まず、松永委員、いかがでしょうか。

（松永委員） 先ほどの説明の中で、HACCPの推進ですが、今、県内で14施設で導入されているということですが、福島県内の食品製造業者は、14施設以外にも数千、数万あるのではないかと推測されます。実際に、現在の基準のHACCPを導入することは、経済的な部分など、いろいろな部分で無理があると思われま

す。HACCP自体は、私自身も優れた手法だと思いますが、お爺さんやお婆さんがやっている食品製造会社の製品がNASAの規格を必要とされるのかと考えてしまいます。HACCP自体は良いことなので、北海道・東北の中でも、自治体で導入されているところはあるとは思いますが、今やっている国の基準ではなくて、福島県版のHACCPを導入されてはいかがでしょうか。HACCP自体は非常に優れていると思っています。

それから、食品表示についての話がありましたが、現在の食品表示については、はっきり言って「ざる法」としか言えません。矛盾点ばかりあります。例えば、こんなことは無いとは思いますが、福島県の大葉沖で外国船が漁をして自国に戻って水揚げした場合、それがスーパー等で売られる時は福島県産ではなく当該外国産として表示されます。それから、「かにシュウマイ」という商品があったとして、消費者はその商品のなかに、「かに」が入っていることは当然わかっているんですが、その「かに」を原材料の中で一番最初に書いてしまうと、「かに」は重量の割合が一番ではないので違反となります。このように、消費者の目線ではなく、規制のための法律でしかないような部分があって、食品表示に関しては、矛盾だらけであると感じました。

(座長) はい、ありがとうございます。それでは事務局お願いします。努力されている部分を強調していただければ、我々も安心できますので、よろしくお願いします。

(事務局：環境保全農業課長) JAS法に基づく適正表示率について、これまでよりも平成24年度が低下しているという状況でございます。原因はこれであるとストレートに申し上げるのは中々難しいのですが、調査の実績等を見ますと、最初は大規模の事業者から調査を開始して適正表示率も高いのですが、徐々に小規模事業者へ調査が移行してくると、少しずつ周知が不徹底のところがあるということでございます。

中身を少し補足させていただきますと、加工業者30社を調査いたしまして、187アイテムのうち47アイテムについて、法律と一部合致しないものがあったということでございます。合致しなかった内容ですが、偽装や容量を増やして記載していたなどでは全くございません。今ほど松永委員から貴重なお話がございましたが、我々は法律に基づいた食品表示を指導しなければなりません。加工食品は、名称や原材料、容量、消費期限、保存方法、製造者名などを記載す

ることとなっております、原材料については重量の多いものから記載することとなっております。

不適正な表示の事例でございますが、今ほど説明いたしました原材料の記載順の誤り、それから名称の欠落などが多い状況でございます。偽装等は1件もなく、結果的には全て口頭での指導事項となっております。

(座長) 口頭での指導が可能な内容であったということで、若干安心するわけでありませんが、お話のとおり、JAS法と食品衛生法、それから健康増進法や景品表示法というように複数の法律が表示に関係しております、専門である我々でも混乱することがありますので、大変だとは思いますが、より一層の啓発、指導強化に努めていただければと思います。

はい、太田委員どうぞ。

(太田委員) 新地町からまいりました太田と申します。よろしくお願いたします。食品表示について、問題ということではないと思いますが、先日、テレビで食肉の話題がありました。それによると、国産品と表示してあっても、量の多い順から記載するため、必ずしも国産品100%ではなくても、例えば、国産と外国産の両方が含まれていても、国産の割合が高ければ国産と表示されるとのことでした。ほぼ全てのケースがこのような状態なのでしょうか。

(座長) 事務局お願いします。

(事務局：環境保全農業課長) 私も、そのテレビを見させていただきましたが、私自身、調査等を実施しているなかで、そのような状態のものは確認したことはございません。理屈としてはおっしゃるとおりでございます、例えば、国産牛肉60%、外国産豚肉40%の合い挽き肉の場合、量の多い牛肉の原産地が表示するという、法律上はそのとおりだと思いますが、複数年に及ぶ調査を実施しているなかでは、そのようなケースはお目にかかったことはございません。

(座長) 過足委員、どうぞ。

(過足委員) 素朴な質問ですが、資料1-1の9ページにありますNo.1「市場・大型小

売店等における輸入食品の監視・指導」について、「食品市場や大型小売店を対象として、輸入食品の適正表示、衛生的な管理について、監視指導を実施しました。」とありまして、活動実績として、市場・大型小売店の施設数が606施設、監視数が3,393施設とありますけれども、輸入食品についてどのようなことを調べるのか教えていただきたい。例えば、農薬や放射能についても調べているのか、教えていただきたい。

(事務局：食品生活衛生課長) 残念ながら、現場での調査はあくまでも目視による調査ですので、農薬や放射性物質についてまで現場で調査しているわけではございません。必要であれば、収去検査により実施するということはございます。主に、防ばい剤などの必要な表示が義務づけられているものが適正になされているかどうかについて調査しているというのが実態でございます。

(座長) はい、ありがとうございます。今後、世の中の情勢が色々と変化する中において、輸入食品の問題については、さらに監視の強化をお願いしたいと誰しもが思うのではないかと思います。

他にございませんでしょうか。なければ、次に進めてまいります。

○ 基本施策2について

(座長) 基本施策2については、資料1-1の14ページから17ページまでとなっております。

これにつきまして、具体的な取組、実施状況等が詳細に記載されておりますが、私から1点お聞きします。14ページのNo.2「消費生活苦情処理体制の整備」について、6,000件もの相談を受けられたということで、精力的に行われていることに敬意を表するわけですが、どのような苦情相談内容が多いのか、参考までにお聞かせいただければと思います。

(事務局：消費生活課長) 消費生活の相談は多方面にわたりますが、一番多いのは、デジタルコンテンツ（ホームページなど）によりトラブルに巻き込まれたもので、1,000件を超える件数となっております。次に多いのが、多重債務の関係でありまして、困難な事例などがございます。

(座長) はい、ありがとうございます。

委員の方々からの御意見をお願いいたします。相互理解を図り、信頼関係を構築していくという取組でございます。はい、太田委員どうぞ。

(太田委員) 15ページのNo.5「ファックスネットワーク事業」について、登録している食品関連事業者に対して情報の提供を行うとなっておりますが、事業者は皆さん登録されているのでしょうか。どのくらいの割合なのでしょうか。

(事務局：郡山市保健所長（代理：参与(兼)保健所次長)) 登録している事業者は、郡山市内の主に食品関係の営業者の方々で、あらかじめファックス番号を登録していただき、例えば、O157による食中毒が発生など、食品関係の問題が発生した際に、タイムリーに情報提供できるような仕組みを作ったものです。登録施設は食品関係の事業者です。

(座長) 他にございませんでしょうか。はい、加藤委員どうぞ。

(加藤委員) 消費者の立場からしますと、福島県や農協などにおいて、米の全量全袋検査などを実施し、それをアピールしていますので、福島県の農産物は、放射性物質に関しては、かえって安全なのではないかと感じています。安心だと思っていると、実は検査をしたら高い値が検出される、例えば、先日、首都圏のうなぎから基準値を超える放射性物質が検出されたということもありました。検査を実施していないところのほうが不安なのではないかとも思われます。

福島県の農産物は、水産物は別として、検査を実施して安全であるということは県民には浸透してきていると思います。私の周囲でも、県内の農産物を安心して食べるようになってきていますが、それを県外にアピールをしてほしいと思います。

また、震災前までは食育や料理教室などいろいろな場面で地産地消ということを言われましたが、地産地消という言葉はどこかに行ってしまうと聞こえて来なくなっています。検査により安全であるのであれば、地産地消についてももう少し見直しをしてもいいのではないかと思いますので、お伺いします。

(座長) 基本施策1又は基本施策2に、食育について少し低調な数値が記載されていた

と思いましたが、なかなか難しいとは思いますが、どういふお考えでリスク管理をしておられるのか事務局にお伺いします。

(事務局：農産物流通課長) 地産地消の話がございましたが、農産物の消費拡大を図る上では、地産地消の取組は大きな柱でございます。安全というのは当然の前提ということで、福島県の農産物については全て安全が確保されているということであっても、そこで一番難しいのが安全というものと安心というものがうまく結びついていくかどうかということでありまして、風評払拭に向けて、いろいろ情報発信するに当たり、頭の痛いところでございます。数値が基準値以内であるという科学的データをお示ししても、それがなかなか消費に結びついていかないことが悩みの大きなところでございます。

今後、風評払拭を図って行くためには、まず第一に、粘り強く安全の情報を発信していくこと、それから2点目が、福島県の農産物のおいしさを積極的にPR、情報発信していくことでありまして、いろいろな機会でも福島県の農家の皆さんの頑張っている姿や、福島県の農産物のおいしさ、魅力の発信を強化していく、そして、3点目として、県内の消費を拡大していくことが大事な部分でございます。

福島県としても、現在、量販店や直売所等において、「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンと題しまして、トップセールス等も兼ねながら福島県農産物を県内の消費者の方へのアピールを行っているところでございます。

それから、地産地消の一貫ということになりますが、学校給食への取組がございます。米については、比較的震災前のような状況に戻りつつあるわけですが、野菜等については、保護者の方々に御理解いただくことが必要でありまして、推進する面で難しい部分もございますが、学校給食への導入促進についても働きかけを強めているところでございます。

(座長) はい、小沼委員どうぞ。

(小沼委員) 地産地消は本当に大事なことだと思います。先日、会津若松市で農政課の会議がありましたが、会津若松市では、「地産地消協力店マップ」というものを作りまして、いろいろな方に活用していただくために、農政関係者や私たち消費者団体で皆さんにお配りしているところです。ここには、お店の色々な情報や野菜の直売所情報なども掲載されておりまして、これを見て、「あその店に行っ

てみよう」等々、なるべく地域の店を活用しようとしております。

(事務局：農産物流通課長) 取り組みありがとうございます。県においても、同じような取組として、「がんばろう ふくしま！」応援店というものがありますが、現在2,000店舗を超えております。県産農産物の利用を協力的にさせていただける店舗を「がんばろう ふくしま！」応援店として登録いたしまして、ホームページ上でお店の情報なども更新しながら取り組んでいるところでございます。ありがとうございます。

(座長) 全県下一律というわけにはいかないと思いますが、それぞれの地域の特色を出しながら展開していただきたいと思います。はい、松永委員どうぞ。

(松永委員) 地産地消については、私ども地元の業者としてはありがたい話ですが、一方、例えば、公共施設（地元の病院や学校など）に地元の商品を納品したいと思っても、放射性物質の話とは全く別の話で、「市民の税金を使っている公共施設では、一番安いところから仕入れるべき」と言う方々も結構いらっしゃいます。我々地元としては地産地消としていただきたいと思いつながら、「地元の業者よりも大手メーカーの安い商品を仕入れるべきである。市民の税金を使っているんだから当然である。」ということを手高に言われる方がいらっしゃるということも御理解いただきたいと思つます。

(遊佐委員) 地産地消については、県民の皆さんにも御協力いただきまして、JAの直売所につきましても、平成20年度が54億円、平成22年度が65億円と、非常に伸びしろの大きい部門ということで力を注いでまいりましたが、原発事故の影響で、平成23年度は53億円まで減少しており、大変な危機感を持っておりました。

しかしながら、共販品だけではなく直売品についても、自主検査の実施や様々な御理解をいただくキャンペーンをするなど努力をいたしまして、まだ震災前までは戻っておりませんが、平成24年度は58億円まで戻りまして、徐々にお客さんが戻ってきているのではないかと思っております。傾向のみでございまして、今後、詳細の分析は必要かとは思つますが、現在の状況ということで御報告をさせていただきます。

(座長) はい、ありがとうございます。経済性と安全性を秤に掛けるというのは、兼ね合いが非常に難しいということを、皆様感じられているのではないかと思います。その辺を踏まえながら、食の安全・安心に関する施策をしっかりと支えていただければと願います。

それでは、時間も押しておりますので、まさに今様々な話がありました基本施策3の「食品中の放射性物質対策」に関する取組と安全施策につきまして、いろいろと御意見を願います。資料は、資料1-1の18ページからになります。まず、専門家の立場から宮崎委員に口火を切っていただければと思います。御指名をさせていただきますが大変恐縮ですが、御意見等をよろしく願います。

(宮崎委員) 昨年度と今年度、放射性物質対策の取組を見せていただいております。先ほど、安心と安全という話がありましたが、施策上も検査体制上もフルの状態です。実施されており、我々から見れば、これだけ実施して検出される数値が低い状況というのは十分に理解できます。

一方で、安心につながらないのは何故かというところは、話せば長くなるので言いにくいところがありますが、簡単に言うと2点ありまして、測定した数値が出た場合にその数値の意味を理解されるのかという問題と、もう一つは、結局自分たちは本当はどのくらい食べているのかということで、自分が思っている量と実際に食べている量が一致しないということです。

講演の時に、最近、毎日どれくらい(放射性物質の量)食べていますかという問いかけをしているんですが、検査を実施して食品の数値が低いというのは皆さん理解しているんですが、お聞きをしますと、皆さん結構高めの数値と聞いているようです。そんなに食べているわけがないのにというレベルです。

それから、米の全量全袋検査が1,000万袋を超えて実施されていて、100ベクレル/kgを超えたものが71袋と殆ど無いという状況ですが、スクリーニングレベルがどのくらいで、検出限界値以下は何袋なのかという情報については、ふくしまの恵み安全対策協議会のホームページを見ればわかるでしょうけれども、それを確認するお爺さんやお婆さんは、実際はなかなかおりません。逆に、基準値ギリギリ的な発想は皆さん持っていちゃって、それを毎日食べているというイメージがあるため、そこから是正しなければなりません。そういうところ

ろがポイントの一つであると思います。決してそれが安心につながるというわけではないんですが、もう少し客観的に見れるような説明をしなければならないと思っております。

(座長) 風化という言葉がありますように、ベクレルやシーベルトという言葉に最近慣れてしまったような気が個人的にしております。つい先日まで、毎日山菜を測定していたんですが、出荷制限地域の自家消費の「ふき」や「たけのこ」を測定しますと、全然出ないこともあれば、出ないだろうと思っているところから検出されたりと、非常に不思議な現象がありまして、専門家に聞くと色々理由を言われます。自家消費については、出荷制限があっても摂取制限がかかっていないものは非常に難しい部分があります。また、土壌から高い放射性物質が検出されても、作物にはそんなに出ていないなど、不思議な状況もあります。

しかしながら、福島県の野菜は、一部を除いてほとんど安心です。私も、自家栽培のものを食べており全然平気ですが、まだまだ風化と慣れとが混在している気がしてなりません。これではいけないと思っておりますが、伊藤委員何かございますでしょうか。伊藤委員のところは、皆さんご存じのとおり、大型スーパーで情報を開示しており、非常に積極的に実施されていると思っております。そのあたりの取組も含めまして、御紹介なり御意見があればお願いいたします。

(伊藤委員) 「いちい」の伊藤と申します。昨日、業界の集まりがありまして、10万人の主婦の方々に、スーパーマーケットのそれぞれの部門にどのような興味があるかということ、インターネットを使って回答いただいたアンケートの結果を見ながら、お客様をイメージして、販売をどのようにするかについて考える集まりでございました。インターネットを使用されている、およそ30代から40代くらいの主婦の方々10万人が、野菜や果物について、どう考えているかについて、イメージしていただきたいと思っております。又は参考意見として聞いていただきたいと思っております。

青果物では40%くらいが安全・安心を気にされる、果物については38%くらいが安全・安心を気にされるとなっておりますが、何と云っても、野菜であれば「新鮮・鮮度」というところが一番でありました。

先ほど地産地消という話がありましたが、フードマイレージのついていない、いわゆる「シャキシャキ」「パリパリ」という鮮度のいいものが店頭に並べば、

それは必ず買っていただけます。私どもは、震災後の7月から検査を開始しましたが、地産地消コーナーは、2011年の年末には90%まで回復し、翌年には115%くらいまで伸びたという結果になっています。そこでは、検査結果の数値をきちんと表示をしながら販売をすればいいのですが、ここにきて非常に心配なことは、福島型GAPの推進であるとか、製造する側にいろいろと負荷をかけながらやらなければならないことでもあります。それがまさに福島だとは思いますが、高齢であるお爺さんやお婆さんなどの農家にとっては、「そういう難しいことまでやるならば、農家をやめようか」という話になってしまいます。そこに関しては、行政の方々は大変ご苦労されているのだらうと思います。

福島県の農産物については、本当に安全なので、どんどん食べてもらいたいと思っています。それを県外の方たちにどうアピールしていくかということですが、おいしい農作物をしっかりと作って、それを徹底的にマスコミ等も活用しながらアピールしていくしか、この風評・風化を何とか良い方向に持って行くというのは難しいのだらうと思いますので、行政の皆様、本当に大変だとは思いますが、間違いなくお客様は望んでいらっしゃる部分であり、4割の方が安全・安心を気にされていて、これは間違いのないやり方ですので、これからも是非推進していただきたいと思っています。

(座長) まさにおっしゃるとおりであると思います。基本施策1、2、3について、それぞれ御意見をいただきましたが、全体を通して御意見があればと思います。

私から一つお聞きします。21ページのNo.10「学校給食用食材の放射性物質検査」については、より一層の食の安全・安心を確保している事例の一つと思われませんが、検査実施県立学校が17校となっております。学校給食の場合は給食センター方式、自校調理方式と分かれており、いずれにしても安全であったということかと思われませんが、県の事業だから市町村の事業は別ということではなく、市町村における検査結果についても公表できないものかと思いました。

この資料を最初に見たときに、県の課名がずらっと記載されているため、悪く言えば、縦割りをイメージしてしまいました。もちろん、そういう趣旨ではないことはわかってはおりますが、県は県、中核市は中核市で実施していて、市町村の検査については県は関係ないということではなく、市町村のデータもあれば良いと思いました。市町村のデータについては、ホームページ等で公表されているのでしょうか。そこだけお伺いしたいと思っています。いかがでしょうか。

(事務局：健康教育課長) 検査体制支援事業ということで進めております。この検査は事前の食材の検査でございますが、市町村のホームページ等で食材の品目ごと等、調べている状況について公表されております。

(座長) はい、ありがとうございます。これは地産地消とも関係してくるものと思われまますので、今後、工夫をお願いしたいところであります。

(事務局：消費生活課長) 今の話は学校給食の話でありましたが、市町村との連携の話ということで、20ページのNo.9「食品等の放射能簡易分析装置整備事業」についてお話させていただきたいと思っております。約20万件ほどの件数を実施しておりますが、これはほとんど市町村にて実施いただいたものでございまして、全てホームページで公表されておりますほか、市町村においては、インターネットを使用しない高齢者向けとしまして、市町村広報誌のなかに記載して広報に努めるなど、様々な広報媒体で住民の方に伝わるように努めているところでございます。

(座長) はい、よくわかりました。ありがとうございます。全体を通して、最後に千葉委員をお願いします。

(加藤委員) 全体の前に、少し質問させていただいてよろしいでしょうか。

(座長) はい、わかりました。加藤委員どうぞ。千葉委員、少しお待ちください。

(加藤委員) 先ほど宮崎委員から話のありましたことについて、資料1-1の24ページに関連している事業内容が記載されております。No.10「食の安全に関するフォーラム等の開催」ですが、175名が参加されたということで事業内容が詳しく記載されております。いわき市は、原発事故に伴って避難されている方が一番多くいらっしゃるところであり、そこで食の安全に関するフォーラムを開催したということは非常に良いことであると感じたのですが、175名のうち、避難されている方がどの程度参加されたのか、お伺いします。

(宮崎委員) これに関して経緯から申しますと、県立医科大学の地域貢献事業に直接来

たお話で、いわき市が実施するフォーラムに専門家をお願いしたいということでございました。対象となる方は、生産者、食品事業者及び行政の方で、消費者の方が多くいらっしゃる催しではなかったと記憶しております。食品関係の方や食生活改善推進員の方が参加されており、一般の方が広く参加されたというものはなかったと思います。

(加藤委員) 資料では、消費者も対象となっているようです。

(宮崎委員) 消費者も含む形態にはなっているんですが、いわゆる市民講座のようなものではないという認識で参加しておりました。いわき市での開催ではありますが、特に、避難されている方が参加されたということではなかったと思います。

(座長) では、事務局において参加者の内訳はわかりますでしょうか。

(事務局：いわき市保健所長（代理：保健所生活衛生課長）) 今、先生がおっしゃられたように、一般の方にも参加の呼びかけはしておりますが、フリー参加でございますので、相双地区から避難されてきた方である等の把握まではしていません。

(座長) それでは、千葉委員、よろしくをお願いします。

(千葉委員) 全体にという質問ではないですが、資料1-1の20ページのNo.5「野生動物の放射性物質モニタリング調査事業」の調査結果に関して、野生動物なので広く流通するものではないとは思いますが、それを食べる可能性のある方もいるだろうとも思われます。それから、同じ20ページのNo.9「食品等の放射能簡易分析装置整備事業」においても、野生動物ほどではないとは思いますが、自家消費野菜等を検査して、スクリーニングレベルの話ではありますが、2万件程度スクリーニングレベルを超えたものがあるようです。

食べることが心配と思われる食品を召し上がる可能性のある方々に対しては、どういう指導、啓発をされているのか、そういった取組があれば教えていただきたい。

(事務局：自然保護課長) 「野生動物の放射性物質モニタリング調査事業」については、

平成23年10月から実施しており、今後も継続して実施していかなければならないと考えております。

基準値100ベクレル/kgを超えた場合は、1検体であっても、自家消費の自粛について、市町村と猟友会などに対して、文書で通知しております。なお、狩猟鳥獣は49種類ございまして、その中でも食べる機会の多いもの、食用に供されるものということで、資料に記載されている鳥獣を中心に毎月検査をしまして、結果を公表しているという状況でございます。

また、狩猟鳥獣ごとに、100ベクレル/kgを超過したものが2検体以上となった場合は、国から出荷制限が指示されます。本県の場合、出荷については、生業として流通する市場は成立しておりませんが、国の見解によりますと、他人に無償譲渡した場合でも出荷に該当するとのことでありますので、出荷制限が指示された場合についても、市町村、猟友会及び関係機関に周知しております。そして、県においては、はじめに申し上げましたように、1検体でも超過した場合は、その狩猟鳥獣については、自家消費の自粛を要請しております。

(座長) はい、千葉委員よろしいでしょうか。ただし、自家消費については、公表資料の字が小さいので、もう少し大きいと助かります。

(事務局：消費生活課長) 県のホームページ上で公表している検査に係る月別実績集計表のことかと思いますが、表が大きいために相対的に文字の部分が小さくなっております。申し訳ございません。

それから、スクリーニングレベルを超えた食品について、どういう広報をしているのかということでございますが、昨年から、ラジオやテレビの広報番組の中で、基準値を超える可能性のある山菜やきのこについては、必ず検査をしてから食べてくださいと申し上げております。

併せまして、先ほどいわき市のフォーラムの話がございましたが、資料1-1の22ページのNo.1とNo.2にありますとおり、「食の安全・安心アカデミーの開催」や「食品等の放射能に関する説明会」ということで、リスクコミュニケーションを実施しております。

特に、市町村を主体としたもの、これは小規模(20人から30人の規模)なリスクコミュニケーションでございますが、その際に、計測機器による検査実演も行いまして、見ていただきながら検査の説明をしております。当然ながら、基

準値の意味や100ベクレル/kgの食品を食べたらどうなるのかなどのお話も含めて、説明をさせていただいております。先ほど宮崎先生の話もございましたが、県立医科大学の先生をはじめ、筑波大学や放射線医学総合研究所等の先生方の御講演をいただきながら、そういった話をさせていただいております。その際にも、山菜・きのこなど野生のものについては、検査をして安心できるものだけを食べてくださいと申し上げております。市町村につきましても、検査員の研修会を毎月実施しておりますが、その際にも同様の話をさせていただいております。

(座長) ありがとうございます。はい、太田委員どうぞ。

(太田委員) 我が家では、山菜はあきらめて、全く食べておりません。たらの芽などは山の際に多くありますが、あきらめて誰も見向きもしなくなりました。検査を行うにしても、500グラムから1キログラムを小さく刻んで、役場や農協に持ち込まないと検査できませんが、その量をやると、全部なくなってしまいますので、あまり意味がないのでやめました。畑で採れたものは、その都度測って、大丈夫なものだけ食べています。

先ほど、他人に差し上げるのも出荷と見なすとのお話で、2回続けたら出荷停止とおっしゃってましたが、例えば、個人的に差し上げたものが基準値を2回超過したら出荷停止となるということなののでしょうか。

(座長) 事務局いかがですか。

(事務局：自然保護課長) 説明が不足しておりまして申し訳ございません。国による出荷制限の指示に際して、福島県の場合、クマにしてもイノシシにしても食肉工場というものはなく、いわゆる産業としてはございませんので出荷という概念がないのではないかとこのことを申し上げましたが、国からは、他人に差し上げるのも出荷という概念に含まれるという説明がありました。

2検体以上というのは、毎月モニタリングをしておりますが、例えば、イノシシについて、今月、南会津地域と会津地域に出荷制限の指示がありました。その時は猪苗代町で基準値を超過したものが2検体ございました。国では、同じ動物で基準値を超過したものが2検体以上となった場合には出荷制限について指示するという運用されておまして、他人に差し上げたもの云々ではなくて、

県において毎月モニタリングを実施していますので、その結果、基準値を超過したものが2検体以上となった時には国から出荷制限が指示されるということでございます。

(太田委員) 野菜などは農協で検査してもらったり、スーパーなどは「検査済み」などと書いてあるので安心なのですが、魚については、これまではどこで採れたのかを基準にしていたのですが、先ほど、相馬沖で外国船が漁をしたら外国産になるというようなお話がありました。その場合、私たちは何を基準にしたらいいのか、教えてください。

(座長) 自粛により相馬沖の魚は一部を除いて現在流通しないものでありまして、また、輸入食品については、国の検疫所で検査するようになっていて詳細については県レベルではわからないと思われませんが、事務局いかがでしょうか。

(事務局：環境保全農業課長) 現在の福島県沖については、試験操業しか行われておりませんので、外国の船が漁に来るというのは現時点ではないものと思われれます。表示の関係では、魚の表示については、採った海域若しくは水揚げされた港での表示となりますので、先ほどの話のケースは平常時であればあり得る話ですが、現在の福島県沖の状況からすると、今の時点ではないものと思われれます。

(座長) 信頼するしかないなので、表示を確認してご購入いただきたいと思います。

時間が押してございますので、何もなければ、「(2) 平成25年度事業計画について」御説明をいただきたいと思います。

「(1) 平成24年度事業の実施状況について」は、様々な御意見がありましたので、行政におかれましては、今後とも、今回の意見を踏まえていただき、問題の解決、指導強化、啓発事業等について確実に実施していただければと思います。

議題1「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」について

(2) 平成25年度事業計画について

(座長) それでは、事務局から「(2) 平成25年度事業計画について」説明をお願い

したいと思います。

(事務局：食品生活衛生課～資料2により説明)

「(2) 平成25年度事業計画について」、事務局から説明いたします。資料2をご覧ください。

平成25年度事業計画につきましては、新たな事業が1件、成果目標の追加が1件、その他注釈の修正が1件ございます。その他の事業につきましては、平成24年度事業を継続して実施いたします。

まず、「(1) 新たな事業について」でございますが、基本施策2の「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」の項目に、いわき市の事業として「～食のこども探検隊～(一日食品衛生監視員体験)の開催」が追加となります。本文においては、5ページと24ページに追加記載しております。この事業は、小学校高学年の児童に一日食品衛生監視員として体験をしてもらうことにより、食品衛生に関する知識や関心を高めてもらうことを目的として実施するもので、同時に「衛生的な手洗い」を身につけることにより、家庭内での食品衛生の向上にも繋げる事業でございます。

次に、「(2) 成果目標の追加について」でございますが、本文では26ページに追加記載しております。基本施策2の「(4) 食育の推進」の項目に、当該事業に関連して、福島県の食育活動に協力してくれる企業等である「福島県食育応援企業団の登録数」を成果目標とし、平成25年度から実施して、平成26年度までの成果目標を登録数4社とするものであります。

次に、(3)「TSEスクリーニング検査」の注釈の一部修正について、19ページをご覧ください。いわゆるBSEスクリーニングに関して説明しているコラムにつきまして、後ほど議題2で説明いたしますが、昨年から今年にかけて、検査対象月齢や全頭検査について見直しがありましたので、追加記載したものでございます。

以上の内容を加えまして、平成25年度のプログラムとして事業を展開していくこととしております。

平成25年度事業計画は以上でございます。

(座長) ありがとうございます。平成25年度に新たに加えられた事業としては、まず、基本施策2の「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」の項

目に「食のこども探検隊」を追加することと、成果目標について、基本施策2の「(4)食育の推進」の項目に1件追加すること、さらには、基本施策1において、「TSEスクリーニング検査」の注釈に関して、国の施策に基づき一部修正するものの3点でございます。

皆様、事前に内容をご確認されているものと思われまますので、それを踏まえまして、御意見、御質問をお願いいたします。

本県における当懇談会については、平成14年度から開催されておまして、成果目標を掲げながら、達成度を進行管理しながら、事業を展開して今日に至るわけですが、項目及び各事業について、それがどのように展開されてきたのかということを我々委員がしっかり議論して、それを施策に反映していただくという良いサイクルを構築してきておりますので、これからも続けていきたいと思えます。皆様の忌憚のない御意見をいただきたいと思えますが、何かございませうでしょうか。

全体として、各項目ごとに議論したほうが良いのかもしれませんが、26年度までの3カ年に渡る計画でございます。途中で変更等があるかもしれませんが、基本方針に沿ったこのプログラムを展開することについて、何か御異議のある方、または詳細な部分で御意見のある方はいらっしやいますでしょうか。

はい、過足委員。

(過足委員) 何も問題はございませませんが、いわき市だけが実施するということでしょうか。福島市や郡山市では実施しないということでしょうか。

(事務局：食品生活衛生課長) いわき市が実施する「食のこども探検隊～1日食品衛生監視員体験～」は非常に興味深い試みだと思います。この事業は、中核市であるいわき市が独自の施策として実施されるものでございます。同じく中核市である郡山市及び県におきましても、それぞれ、子どもたちに食の安全を理解してもらう施策、あるいは体験的な施策については、このプログラムに記載のあるものがないものがございませうが、実施しているところでございます。全て掲載すれば良いのではないかという御意見もあろうかと思えますが、それらについても経過をみながら御報告していきたいと思えます。今回の追加は、いわき市の独自施策に基づく追加ということで御理解いただきたいと思えます。

(座長) 私から1点、BSE検査についてであります。これまで福島県では全頭検査を実施してきたわけですが、国の施策として、48ヶ月齢以下については11年間もBSEの発生がないということ、あるいは、科学的に安全であるということ等から検査は行わないということで、本県もそれに基づくということであります。19ページに記載されているとおり、「食肉の安全性を確保するため、と畜場に搬入する牛、めん羊及び山羊について、スクリーニング検査を実施し、異常プリオンの有無を確認して、汚染牛等の流通販売防止を図る。」ということでございますので、スクリーニング検査は実施するというところでよろしいですね。

(事務局：食品生活衛生課長) 48ヶ月齢を超えた牛について、スクリーニング検査を実施してまいります。

(座長) はい。48ヶ月齢以下はスクリーニング検査をしないということですが、委員の皆様、御意見ございますでしょうか。

実は、これについての意見が一番多くあるのではないかと感じておりました。当懇談会としては国の施策に基づく考え方でよいのではないかとということですが、事業計画について、御意見ございませんでしょうか。千葉委員、いかがでしょうか。

(千葉委員) 問題として特に指摘しようということではないんですが、安全・安心ということに関して言えば、BSE検査も、はじめに問題となった時は、関心も高く、全頭検査をきちんとやるべきであるという流れで進んできて、県においても予算を確保して全頭検査を実施してきました。それらの検査を積み重ねた結果、現在、安心感というものが形成されてきたのだらうと思います。今回の国の施策についても、そのような状態なども考慮した結果、今回の結論に至ったのではないかと思います。放射性物質のことについても、安全に向けた取組があれば、今の段階で安心とはいかなくても、頑張っていけば、同じように安心に結びついていくのではないかと思います。

(座長) はい。宮崎委員どうぞ。

(宮崎委員) 資料1-2の2ページに「食品中の放射性物質対策」に関する全体図があ

り、非常に良い図だと思えますけれども、食品中の放射性物質対策については、ここに示されているとおり、検査のリソースなど枠がないくらいに十分な対策が実施されていて、必要な情報についても発信されていると思うんですが、最終的に、生産・製造から流通・消費まで実施した後に、その結果どうなのかというフィードバックというものがあまりありません。「少ないから安心してください。」などということではないかと思われるんですが、先ほど、委員の方々から話がありました、外国を経由して入ってくる魚とか、野生動物は食べないのか等々の御意見が出されるということは、消費者からすると、まだ不安要素があると思われるということでもあります。本当に安全ではない部分があるかどうかは別として、不安を感じているということだと思います。

昨年もお話したのですが、このフィードバックに関して何があるかという、ホールボディーカウンターがかけられます。つまり、放射性セシウムを食べていないということを証明することができます。一方で、ホールボディーカウンターに関する県における公表については、1ミリシーベルト以下ということになっておりまして、個人毎には何ベクレルかということは伝えられますけれども、非常に少ない数値であるということは公表になっておりません。

ホールボディーカウンターによる結果をみると、通常のスーパーマーケット等で購入した食品を食べている場合、福島県民の食べている放射性セシウムは0.1ベクレル/kg以下となっています。現在、公表されている1ミリシーベルトというのは、体の中に25,000ベクレル/kg程度の放射性セシウムがないと1ミリシーベルトには到達しませんので、先ほど言った米の全量全袋検査と似たような状況です。つまり、米は約1,000万袋検査を実施しておりますが、基準値ギリギリの米が多いのではないかという印象であるとか、ホールボディーカウンターによる検査を実施しておりますが、皆さんギリギリの数値ではないのかと思われるなど、いわゆる実際の結果とのギャップがあります。

徹底した検査を実施しているのにもかかわらず、なかなかすぐには安心に結びついていかないようですが、例えば、BSE検査の場合は、全頭検査を実施して、かつ、発症がないという確実なものがあったように、きちんとした放射性物質の検査結果がでているわけですから、是非、結果をもとにしたフィードバックをお願いしたいということが個人的な希望でございます。

(座長)「検査の結果はこうなりましたので、その結果の判断は自分でしてください。」

等は往々にしてありますが、最近は、風潮として、自己責任といいますが、医学の世界でもセルフメディケーションというものが風潮としてでてきております。安全・安心の施策については、この結果だからこういう施策に反映しましたというように、まさに、「目に見える」行政を目指していただければ県民の一人としては大変嬉しいと思います。

他にございますか。はい、遊佐委員どうぞ。

(遊佐委員) 資料2の37ページに、「①食の安全・安心アカデミーの開催」がありますが、先ほどの資料1-1でも、平成24年度に7市で10回開催して625名が参加されたとの報告がございました。平成25年度は何回くらい開催する予定があるのか、それから、テーマについて、同じようなテーマで開催されるのか、違うテーマで開催されるのか教えていただきたい。

福島県民は、他の県民よりは放射能について勉強されていると思いますが、まだまだ知識等について周知する必要があるとすれば、どの辺に主眼をおいているのかお聞きしたい。ベクレルとかシーベルトなどは知っていると思いますがけれども、基準値の設定とか、県内の徹底した検査の体制など、開催に当たっての目的があらうかと思っておりますので、お考えをお聞かせいただきたい。

それから、実施した結果のアンケートや、県民の方々の気持ちが分かる資料があれば教えていただきたい。傾向等については、我々生産者団体でも自らリスクコミュニケーションを実施してはおりますが、県民の方々がどういうところに不安を感じているのか明らかになるのであれば、お知らせいただければ非常にありがたいと思います。

(事務局：消費生活課長) ①の県が主体で実施している「食の安全・安心アカデミー」と②の市町村が主体で実施している「食品等の放射能に関する説明会」について、まず、平成25年度の開催回数ですが、県主体のものは7回程度開催を予定しておりまして、来る8月1日にも開催する予定です。市町村主体のものにつきましては、60回程度を考えており、市町村と連携しながら進めているところでございます。

テーマは、基本は「食の放射能」に関する考え方、理解の仕方でありまして、内容としては、基本的には、食と放射能に関する専門家の先生方による御講演、それから消費者庁による食品中の放射性物質の基準値設定の考え方について御説

明いただくこととしております。また、放射能測定の実演なども考えております。ただし、県民の皆さんの放射能に関する知識が増えているということも肌で感じておりまして、それを踏まえまして、新たな事項、例えば、ホールボディカウンターのことや甲状腺検査などについて、可能なのであれば、その都度増やしていきたいと思っております。若干ずつ内容が増えておりますので、時間内に実施するために取捨選択しながら実施することが課題となります。

それから、参加者の評価でございます。アンケートを提出いただいておりますが、個別の取組に対する意見等ではなく、参加した感想を中心にお聞きしておりまして、これまでのところ、高い評価をいただいていると思っております。ただし、実際の質疑、リスクコミュニケーションの重要な部分でございますが、質疑のなかでは様々な質問が出てきておりますので、県の関係各課に対して情報提供、情報共有を行っているところでございます。

(座長) ありがとうございます。先ほど太田委員からも話がありましたが、放射性物質検査は破壊による測定でございまして、簡易検査については500グラム程度で検査実施できるようになったところですが、非破壊方式による検査機器の開発も、現に東北大学で進められております。本県においても、そういう機器の整備も新たに考慮したほうがよいのではないかと考えております。

(事務局：消費生活課長) 非破壊方式による機器開発のお話は、東北大学の石井先生が進められているものかと思われませんが、福島市において石井先生とともに非破壊方式の機器の研究を進めており、1年間の研究の成果により機械を開発していきたいということで取り組んでおります。自家消費野菜用として使用できればと考えており、消費者庁からも進めて欲しいとの話がございまして。福島市にお願いしている形ではありますが、うまくいけばと思っております。

(座長) 福島市にお願いしないで、是非、本県の予算として確保していただきたい。魚などはどのようにして測るのかと考えています。

(事務局：消費生活課長) 予算は県から出しております。

(座長) わかりました。他にございますか。はい、過足委員どうぞ。

(過足委員) 野菜も果物も測定するのは大変です。時間もかかるし、非常に面倒でもあります。何十体も測るため、測定が容易でないと市場としては困るので、是非、良い機器を開発いただきたい。パッと触れれば測れるものがあれば一番いいのですが、是非、お願いします。予算はいくらかけても良いのではないのでしょうか。

(座長) 私も測定しておりますが、時間もかかるし、1日に測定できる検体数も限られます。また、そればかりにかかりつきりというわけにもいきません。パッと触れれば測定できるとはいかないと思いますが、安全・安心のPRにもなりますので、非破壊方式の測定について是非進めていただきたいと思います。

他にございませんでしょうか。なければ、次に進ませていただきます。

議題2「最近の食の安全・安心に関する事例」について

(座長) 議題2「最近の食の安全・安心に関する事例について」、事務局から説明してください。

(事務局：食品生活衛生課～資料3により説明) 資料3をご覧ください。議題3の「最近の食の安全・安心に関する事例」についてでございますが、今回はBSE検査について説明させていただきます。

「1 これまでの経緯」ですが、平成13年、千葉県において国内初のBSE感染牛が確認されました。そのため、同年のうちに、肉骨粉飼料の完全禁止が行われ、と畜される牛の全頭検査と、と畜場における頭部、せき髄及びせき柱の特定部位の除去、焼却が義務付けられました。

これらBSE対策の評価・検証は随時行われ、平成17年には対策の有効性と20か月齢以下の感染牛が確認されていないことから、と畜される牛のBSE検査の対象年齢が見直され、平成17年8月に、全頭から21か月齢以上へと変更されました。これにより、国から補助されていた検査費用についても、3年の経過期間を経て、21か月齢未満分は廃止されたところですが、全国の自治体においては、消費者の不安解消を理由に自らの負担で自主検査をするようになりました。

さらに、平成23年、BSE対策の再評価が食品安全委員会に諮問され、その

答申を受けて平成25年4月にBSE検査対象を30か月齢を超えたものに変更されました。平成25年4月1日までの状況は以上でございます。

次に、国内のBSE発生状況ですが、「2 BSE発生状況」の表のとおりでございます。対策が取られるようになった平成13年以降、数頭ずつ発生しておりますが平成19年から減少し、平成20年の1頭を最後に、平成21年度以降は発生しておりません。

裏面にグラフがございますが、平成13年(2001年)以降発見されたBSE感染牛は、その年齢を考慮すれば、いずれも平成13年(2001年)以前に生まれた牛であり、BSE対策が取られるようになってから生まれた牛からは、BSE検査陽性牛は見つかっておりません。食品安全委員会の答申もこれらの事実を評価したものでございます。

さらに「3 BSE検査対象月齢の引き上げ等について」に記載しましたが、食品安全委員会はBSE検査対象月齢を48か月齢を超えるものとする評価書を取りまとめ、それに基づく形で、厚生労働省は、7月1日から検査対象月齢を評価書のとおり引き上げて、国産牛の検査費用補助を見直すという方針を示しまして、各自治体に対して自主的に実施している全頭検査の一斉見直しを要請いたしました。

食品安全委員会が行ったBSE検査対象月齢の引き上げに関する食品健康影響評価の概要については、囲み記載のとおりであり、輸入規制、飼料規制、食肉処理工程の改善により、これまで11年にわたり出生した牛にBSEの発生が確認されていないことなどから、今後、BSEが発生する可能性はほとんどないとしております。

そして、5月28日の国際獣疫事務局(OIE)総会において、日本を「無視できるBSEリスク」の国と認定することが決定され、7月1日、BSE検査対象月齢が48ヶ月齢を超えるものに変更となりました。また、併せまして、これまで実施していた全頭検査についても、と畜場を有する全ての自治体において、6月末で終了となっております。

それから「4 福島県の状況」ですが、県内におきましては、牛を処理できると畜場は、郡山市所管の福島県食肉流通センター1ヶ所のみであり、これまで全頭検査が行われておりましたが、関係自治体一斉廃止ということで、7月からは48ヶ月を超えたもののみ検査することとなっております。

BSE検査に関する説明は、以上でございます。

(座長) ありがとうございます。48ヶ月齢以下の検査は実施しないことになったというところでございます。何か、ございますでしょうか。

はい、久保木委員どうぞ。

(久保木委員) これまで、このような会議に出席させていただきましたが、魚に関して、検査の経緯や検査の内容、又は震災前と震災後の検査の結果(数値)などは、特に示されていないようです。そういう結果は、今日のような会議ではなく別な会議で示されるのでしょうか。掲載してもらえれば、徐々によくなっていることが皆さんにも御理解いただけると思います。サンプリングも継続して実施されているので、それらの経過も知りたいと思います。

(座長) ただいまの件について、会議等で、よく参考資料が添付されておりますので、それらの資料の充実をお願いしたいということと、魚に関してはどのようなになっているのかという御質問でございます。事務局、お願いします。

(事務局：水産課長(代理：水産課主任主査)) 魚につきましては、震災以降、1万点以上について検査を実施しております。震災直後は、コウナゴで1万ベクレルという非常に高い数値が検出されましたが、直近3ヶ月程度をみますと、基準値の100ベクレル/kgを超過するものは全体の4%程度しかない状況となっており、放射性物質濃度は非常に低下しております。このような会議の場で、資料を添付して魚の安全性をPRしたいというのは、私も同じであります。検査結果につきましては、県のホームページや県漁連様のホームページ等に随時掲載されておりますので、参考にしていただければと思います。なお、魚の安全性については、我々もPRしていきたいと思っておりますので、県漁連様とも連携して実施してまいりたいと思っております。

(久保木委員) こういう会議に数値等を出してもらえれば、現在の状況が全然わからない方々やホームページを見ない方々もいるため、口コミ等で「魚は良くなっている」などが伝われば、9月にはいわき沖で試験操業を開始する予定もありますので、消費も期待できると思います。ホームページだけではなく、皆さんに御理解いただけるような資料準備をよろしくお願いします。

(座長) 議論するにあたり、資料があれば議論がより深まるのではないかと思います。

流通しないものは、食の安全・安心の話ができませんが、放射性物質濃度の高いものを流通させないためにはどうするかについては、当懇談会で積極的に議論すればよいと思います。現況につきましては、客観性がないと困りますので、資料添付について、今後ご検討をお願いしたいと思います。

(事務局：食品生活衛生課長) 資料1-2を再度ご覧いただきたいと思います。福島県が実施している食の安全・安心に関する多くの施策をプログラムという形でまとめまして、それらの成果を資料1-1において御報告申し上げるということ、これは既にホームページ等でも掲載しているものですが、やはりホームページでは限界があり、皆様に広くお知らせするために何か良い手段はないだろうかということで、資料1-1の内容を取りまとめて資料1-2というものを作成いたしました。

残念ながら、魚の変遷につきましては特に出てはおりませんが、3ページ及び4ページをご覧いただきますと、検査の実態が記載されております。例えば、市場に流通しているものは安全ですが、3ページのグラフを見ると、山菜やきのこ、水産物については、残念ながら多少の確率で基準値超過しているものが見られます。まして、木の実を食べて野生の中で生活している野生鳥獣の肉については、7割程度が基準値を超過しています。このような状況を御理解いただいて、それぞれの食生活に反映していただければという趣旨で作成したものでございます。なるべく文字も大きくしたいとは思ったのですが、平成24年度の実績を8ページ程度にまとめるため、ご覧のとおりのおりの字の大きさが限界でございました。できれば、これを紙媒体にして、皆様のお手元に届くような手段を考えていきたいと思っております。また、本日の懇談会でいただいた意見を何らかの形でコメントに加えていくということも、今後、検討が必要ではないかと考えております。

(座長) よろしいでしょうか。トピック的なBSEや放射能の問題もあるわけですが、鶏のカンピロバクターの食中毒や、冬場以外でも発生してきているノロウィルスの食中毒など、ルーチンワークについても、食の安全を確保するために監視指導、啓発等々について、このプログラムにしたがって確実に実施していただきたいと思っております。大変ではありますが、積極的にお願いしたいと思います。

他に何かございますでしょうか。はい、加藤委員どうぞ。

(加藤委員) 来週、天皇皇后両陛下がいらっしゃって、桃の農家を視察なさるということを知って大変嬉しく思いました。

以前、福島県のおいしい桃が、震災の後、東京あたりでは山積みになって、山梨県産などと比較して特売で販売されるということがあり、福島県出身者が「情けない」「悲しい」と言っておりました。徐々に持ち直しては来ているようですので、福島の桃は安全であるということに加えて、安心であるということ、天皇皇后両陛下がいらっしゃる今回の機会に、県において大々的にPRをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：園芸課長) 天皇皇后両陛下におかれましては、来週23日に桑折町の桃農家を訪問されることとなっております。その際に、桃の安全性、放射能関係についての話題も含まれております。県においても、言葉も含めてどのようなお話が良いか相談しながら進めているところでございます。

(座長) 他に無ければ座長の任を終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本日は、長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。

【閉 会】

(司会) ありがとうございました。これをもちまして「平成25年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。